

日野市子ども条例

(参加する権利)

第15条 子どもは、自ら社会に参加するために、主に次に掲げる権利があります。

- (1) 自分の意見を表明し、その意見表明が尊重されること。
- (2) 自分を表現する自由をもつこと。
- (3) 意見や考えは、年齢や発達状況に応じて、その真意をくまれ、適切に配慮されること。
- (4) 友人をつくり、友人と集い、社会に参加すること。
- (5) 社会に参画するときに、意見が生かされる場や機会が確保され、支援が受けられること。